

環境基準と評価方法

(1) 環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として定められている。

物質名	環境上の条件
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が15 μg/ m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が35 μg/ m ³ 以下であること。（21 年 9 月告示）
光化学オキシダント	1 時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。

対象区域： 工業専用地域、車道、その他の一般公衆が常時生活していない地域又は場所以外の区域

(2) 評価方法

環境基準による大気汚染の状況の評価については、次のとおり取り扱うこととされている。

ア 短期的評価（二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値及び各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。（一酸化炭素については、8時間平均値についても評価する。）

イ 長期的評価

（ア）二酸化窒素

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目（例えば、年間有効測定日が 350 日の場合には 343（＝350×0.98）に当たる値（1 日平均値の年間 98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

（イ）浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲にある測定値（例えば、年間有効測定日が 335 日の場合には 7（＝335×0.02、四捨五入）個の測定値）を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず1時間値の1日平均値が基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

（ウ）微小粒子状物質

「長期基準に関する評価」及び「短期基準に関する評価」を各々行い、両方を満足した場合に、達成されたと判断する。

- ・長期基準に関する評価は、1 年平均値を環境基準と比較して行う。
- ・短期基準に関する評価は、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目（例えば、年間有効測定日が 350 日の場合には 343（＝350×0.98）に当たる値（1 日平均値の年間 98%値）を環境基準と比較して評価を行う。